

第 2 1 回農業情報学会シンポジウム 『GAP 導入シンポジウム』成功里に開催される

去る 8 月 18～19 日の 2 日間、茨城県つくば市において、農業情報学会の主催による「GAP 導入シンポジウム」が開催されました。「GAP 導入とそのあり方」をメインテーマに開催された今回のシンポジウムのねらいは「どのように GAP を普及させるか」です。また、キーフレーズは、「農業者として守るべき最低限のマナー」、普及のキーポイントは、「普及指導員・JA 営農指導員」による現地指導です。

農業者と農業関係者が、GAP を正しく理解し、それぞれ「何をするのか」、「どうすればそれができるのか」、「どうすれば効果的に GAP を普及できるのか」について、ヨーロッパの最新情報や都道府県における本格的な GAP 普及の事例を踏まえ、活発に意見交換が行われ、議論が深められました。以下に、講演の内容を簡単にまとめました。

挨拶：学術的にも GAP の正しい理解を

主催者として挨拶された東京大学大学院農学生命科学科教授の大政謙次先生から『GAP に関しては様々な考え方がある中、専門学会としてその背景の理解と普及に貢献したい』という挨拶がありました。

また、後援団体から来賓としてご出席いただきました(社)全国農業改良普及支援協会の常任理事副島陽一様からは、『正しい GAP の普及推進のためには、普及指導員の専門的活動が必要である』というご挨拶をいただきました。



テーマ 1：GAP の正しい理解と適切な現地指導

基調講演：GAP の背景と日本における GAP 普及のあり方 (株)AGIC 田上隆一

今回の GAP シンポジウムでは、初めに農業情報学会副会長の田上隆一氏 (株)AGIC) から、「日欧の GAP の比較と GAP の意味するもの」と題した基調講演がありました。この講演では、『西欧先進諸国では、第二次大戦後の集約化した農業で生産性を上げるに従い、過剰に施用された化学肥料や化学農薬などによる環境汚染が深刻化し、「硝酸指令」や「農薬指令」などの EU 共通の法令で農業生産活動を規制してきたこと、また EU の加盟各国は「農業環境規則」を受けて「適正農業規範 (GAP 規範)」を策定して環境保全型農業を推進し、発展させてきたこと』が報告されました。

この講演で、また『このような EU の農業政策の下で、農産物を取り扱う大手スーパーマーケット等は、法令遵守を前提とした自社独自の GAP 規範を作成して契約農家に GAP 実施規則の実践を要求していた。その規則の内容は正に環境保全型農業であり、同時に高品質で持続可能な農業であることが、消費者への最大のアピールであった。このようなスーパー各社のレベルの高い GAP 実施規則に対して、輸入農産物に関してはヨーロッパで共通する最低基準を作ろうと 1997 年に欧州小売業組合 (EUREP) が結成され、EUREPGAP が作られた。EU 共通農業政策で 1999 年に法制化された各国の農業技術員 (GAP 指導者) 制度などにも支えられて、EUREPGAP は輸入農産物に対する認証制度として大きな成果を上げ、2007 年に GLOBALGAP に名称を変更した。その審査基準 (GAP 規準) は、「加盟する小売企業が許容できる最低限の管理規準」である。従って、EUREPGAP 規準には、欧州

各国の「GAP 規範」である環境保全型農業（持続可能な農業）に加えて、HACCP の思想と、労務管理の要素が取り入れられている』との説明がありました。

さらに田上氏は、イギリス最大のスーパーマーケット「テスコ」の GAP 規準や EUREPGAP 規準の具体的な項目を示して、『日本では、この「加盟する小売企業が許容できる最低限の管理規準」である商用 GAP 規準としての EUREPGAP が「国際的な標準 GAP」と考える関係者が多いこと、それにも関わらず日本では、食品安全のための GAP ばかりが強調され、GAP 本来の環境保全型農業に関する項目を曲解している場合があること、そもそも GAP 規準で規定されている項目や課題についての根拠が希薄なものや、中には日本には存在しない項目があること』などを指摘しました。

最後に、日本における「GAP 導入とそのあり方」に関して「現在欠けているもの」、つまり「これから必要なもの」として、①日本が目指す（期待される）農業の未来像、②日本の公的な GAP 規範（適正農業規範）、③GAP 実践のインセンティブ（農家経営の確立）、④GAP を導入・指導・管理する人材、の4項目を示し、何よりも「GAP についての正しい理解が必要である」と提言しました。



特別講演：ヨーロッパ農政の新しい流れ

日本農業新聞編集委員 山田優

日本農業新聞編集委員の山田優氏の講演によれば、EU 共通農業政策（CAP）は、消費者の厳しい視線の中で改革が迫られており、環境や食品安全など、より目的を絞った農業支援の仕組み作りが進んでいるということです。支援の目的をはっきりさせることで、農業保護に対する国民の納得を得ようということです。

衝撃的であったのは、農家への直接支払い（補助金）が、「農業補助金ウェブサイト」で個別農家ごとに公開され、衆目を集めているということです。このサイトのデータベースに名前（例えば「Hans」）を入力すると数秒のうちに、ヨーロッパ中の「6331 名の Hans さん」が、国、地区、住所の順にリストされ、年度ごとに何の補助金をいくら貰っているかが表示されるということです。

CAP は 1990 年代、農産物の価格支持から農家の所得補償へと大きくかじを切り、今では農家が環境や動物福祉などの分野で具体的に取り組むようになっていきます。

山田氏は、『消費者の共通した考えは、「単なる安さだけではなく、高い品質やそれを生み出す健全な農業が必要である」ということである。例えば、スイスのサンクト・ガレン州では、農家への直接支払い補助金は 1 戸当たり平均 3 5 0 万円に達する。6 月と 1 1 月に半分ずつ農家は受け取る仕組みであり、その農業予算は透明であることが最低条件で、「それだけの税金を投入するのだから、農家が身をたやすのは当然である」ということになる』と説明されました。

『目的を絞った補助金の部分は、環境で特別なことをしたり、動物福祉に配慮したりすることである、例えば牧草の場合、肥料を与えず 7 月後半まで刈り取りを遅らせることで、環境への窒素流出を抑え、同時に長い期間にわたって多様な生き物に棲み家を与えることができる。その配慮により牧草の収穫量が減るため、その分を政府が支援するという考え方である』という。

経済協力開発機構（OECD）での取材からも、目的がはっきりしていて効率的である農家への直接支払いの補助金は、農業保護のあり方として先進国は明らかにこの方向にシフトしているということでした。

『その背景には、1995 年 1 月に発足した世界貿易機関（WTO）の農業協定がある。同協

定にのっとして「生産を刺激して貿易に悪影響を与える農業保護から、生産と直接結び付かない（デカップル）補助金に移す必要が出てきた」からである。欧州の国民は、農業を守るために保護の仕組みを組み替えることには異議を唱えなかった。農業を守るという漠然とした内容ではなく、ある目的に沿って何らかの改善をしている農家に限定して補助金を支払う仕組みは、確かに国民に分かりやすい環境支援である。日本でも滋賀県や福岡県で目的を絞った独自の環境支払制度が始まっている』

山田氏の『食料の多くを自給できる欧州と、農業生産の拡大で食料自給率向上を目指す日本とでは、農政の目標が異なるのは確かである。しかし、国民の納得と支持があつてこそ、農業保護に必要な予算を持続的に確保できるという事情は共通する』というのは確かであろう。

講演は、情報公開を原動力に衝撃的な変化を遂げている欧州の農業政策と国民意識の変化から、『国民が求める目標とは何か。目標を達成するために農業は何ができるのか。農業保護の新しい論理を探る試みは、欧州でも日本でも続くだろう』と締めくくりました。



講演：内外の食品認証制度と GAP

宮城大学教授 池戸重信

欧州では、農業者が守るべき最低限のマナーとして「GAP 規範（Code of Good Agricultural Practice）」が存在しますが、日本では、GAP は食品安全のための「農業生産工程管理」として捉える傾向にあります。宮城大学教授の池戸重信先生からは、食品安全のための様々な認証制度の紹介と GAP 認証制度の位置づけについての講演がありました。

食品安全行政のあり方は、昔は新しい食品や製造法が開発されるごとに国などが基準を作って規制する一律基準方式でしたが、近年は頻繁に新食品・新技術が開発されて対応が困難になり、現在では、管理手法を各自の自主性に任せ、そのやり方が適正かどうかをチェックする自主管理方式に変わっています。

池戸氏は、『自主管理方式で求められるものは、①自主性（個々の施設の状況に応じた最適な管理方法）、②具体性（文書化）、③客観性（管理方法のマニュアル化と履行状況の記録）などで、第三者認証のように客観的評価に対する要請である』と説明されました。GAP もまさにそのようになっています。

ところで、ISO は Codex とともに世界貿易機関（WTO）の公式オブザーバーとなっており、これらの機関が発行する国際規格はますます重要になり、無視できなくなっています。『ISO22000 は、食品安全マネジメントシステムとして、フードチェーン全体における組織に対する要求事項であり、直接的には、飼料製造、農業、原料生産、食品生産、卸、食品サービス、宅配サービス、洗浄、輸送、保管、配送等の業者が、間接的には、設備、洗剤、包材、食品関連材料の供給業者が対象となっている』と解説されました。

『22000 の管理手法は、前提条件プログラム（PRP ; Prerequisite Program）を前提として、危害分析（HA）の結果を踏まえて、オペレーション PRP（OPRP）、HACCP プラン等の管理方法を選択し実施する。この PRP の代替として、例えば、適正農業規範（GAP）、適正製造規範（GMP）、適正衛生規範（GHP）、適正配送規範（GDP）、適正獣医規範（GVP）、適正生産規範（GPP）、適正取引規範（GTP）を使用してもよい』と。

つまり、ISO22000 の PRP で考慮すべき事項は、次の項目であり、GAP の食品リスク管理点と同様です。『建物及び関連施設の構造と配置。作業空間と従業員施設を含む構内の配置。空気、水、エネルギー、その他のユーティリティの供給源。廃棄物や廃水処理を含めた支援業務。設備の適切性、清掃・洗浄、保守・予防保全のしやすさ。購入した資材（例えば、原材料、化学薬品、包装資材）、供給品（例えば、水、空気、蒸気、氷）、廃棄（例えば、廃棄物、排水）、製品の取扱い（例えば、保管、輸送）の管理。交差汚染の予防手段。清掃・洗浄や殺菌・消毒。鼠や昆虫の防除。要員の衛生。その他』

最後に GAP 導入の課題として、『国家政策としての評価との関係として、安全性確保のみならず生産性向上や環境保全等の機能を発揮する GAP でなければならない。また、実質的メリットのある GAP への誘導の必要性、フードチェーンの他段階との連携の必要性、政策及び戦略面で国際的視点の重要性』などが示されました。



解題①：農業普及の新しい波と GAP 指導者養成 福井県農林水産部技幹 山田正美

本シンポジウムの狙いや解説について、福井県農林水産部技幹の山田正美氏から、2004年に大きな見直しが行われた公的普及制度の考え方と、普及指導員・営農指導員による GAP 指導の重要性などについて講演がありました。

国と都道府県との協同した農業普及事業の見直しでは、『①先進的な経営体等への高度な技術革新の支援や、地域農業のコーディネーターとしての役割を重視した活動に移行するという普及対象の明確化、②公的普及では、国際化にも対応した競争力ある担い手の育成や、食の安全・安心に向けた取組み、環境保全型農業などに移行する際の民間との役割分担の明確化、③農業者の高度で多様なニーズに対応できるよう、国家試験をパスした普及指導員のみによる指導体制づくり、④普及組織のスリム化と都道府県の裁量の拡大』などが行われました。

この普及事業の新しい波は、①から④のいずれをとっても、まさに GAP 普及における普及指導員の重要性が指摘できます。しかし、④によるマンパワーの減少などから、民間普及事業の有効活用も求められるところです。特に、『新技術の普及過程では、農業者グループの中にも革新的な採用者や初歩的な採用者がいると同時に、慎重派、懐疑派や極端な遅延者もいるので、GAP 指導においては、生産から出荷・販売までの指導を行っている JA の営農指導員（民間普及事業）と役割を分担して進めることが重要』です。

最後に、『担い手農家の生産現場を活動の起点とする普及指導員にとって、安全な農産物を供給するための GAP の知識は、農業者を指導する上での基本的な項目になると認識している。そのためには実践的な指導が出来る GAP 指導者としての能力を普及指導員全員が持つことが重要である。これは、産地の育成に関わる JA の営農指導員にも同じことが言えるので、農業生産現場を指導する全ての普及関係者が、GAP の本質を理解し、効果的な農場

のリスク管理を指導できるようにすることが重要である』と締めくくりました。

解題②：GAP 指導者養成講座の実績

(株)AGIC 田上隆一

シンポジウム初日の最後は、基調講演を行った田上隆一氏から、各県の普及指導員と営農指導員を対象に行われている「GAP 指導者養成講座」の内容と結果の報告がありました。

『GAP 普及センターが 2008 年 3 月に開設した「GAP 指導者養成講座」は、2009 年 7 月までに各県が主催する農業普及指導員向けの講座と、各県 JA 中央会が主催する JA 営農指導員向けの講座などで、計 9 県、合計 300 人以上が受講した。』

『GAP を取り組むに当たり、「日本の生産現場では、国際的に通用する GAP (実際は GAP 規準) の認証は難しい」という誤解が、農業関係機関や生産者に蔓延している。GAP の指導者は、この誤解を解いて、GAP 規範の正しい理解の下に、生産者が主体的に取り組む具体的な手順 (農場管理規定) と事務局が行う産地の取りまとめの手順 (農場管理システム) について分かりやすく指導することが必要である。』

「GAP 指導者養成講座」では、持続的農業生産システムを目指す GAP の原理・原則を理解し、適正農業管理の実務について学習し、併せて日本の農業に特有な団体として取り組む GAP 実践の手法を学びます。GAP の指導者が、団体で取り組む適正農業管理 (GAP) を新たな地域農業のビジネスモデルとして定着させ、環境を守り、消費者に信頼され、世界に通用する安定した産地づくりで日本農業に貢献することを目標とします。

3 日間行われる講座の内容を説明し、受講者の報告書の一部が資料で紹介されました。いずれも、「今までは GAP を正しく理解していなかった」、「今後は認識を新たにして、本格的な GAP 指導を行う必要がある」というような内容です。シンポジウム 2 日目は、この講座を開催した各県のうち、具体的に新たな GAP 指導の取組みを開始した栃木県、福井県、大分県、愛媛県の発表を受けて議論を深めました。



テーマ 2：GAP 普及の課題と指導者養成のあり方

1. 栃木県における GAP 推進の PDCA

栃木県農政部生産振興課 日野赤彦

—外部監査による GAP 精度の向上と GAP 実践指導者の養成—

(1) GAP 推進事業としての PDCA

栃木県は、2006 年 3 月に「栃木県 GAP 導入指針」を発表して「導入の手引き」を発行し、2007 年 3 月にいちご、トマト、ほうれん草、梨についての「GAP 実施マニュアル」により全県で GAP 推進事業を開始しました。具体的には、各地で GAP 講習会を開催するとともに、農協などを通じて生産者に「栃木県 GAP」(チェックリスト) を配布して生産者が自己チェックする方式です。

日野氏によれば、2 年間の実践で分かったことは、チェックリストの項目に○が付いていたとしても、現場を確認すると、○とは言えない事例が多数あるということでした。このこ

とから栃木県は、GAP 推進事業の精度を向上させる目的で、GAP の実施状況と GAP 支援体制の効果を検証する「GAP の実態調査」(GAP 普及センターによる GAP 外部監査)を行ったという。2008 年 11 月から 2009 年 2 月まで行われた調査結果は、前回のシンポジウム(2009 年 3 月)で発表しましたが、今回は、県 GAP 推進事業としての PDCA サイクルの A (Action=新たな行動)、つまり、外部監査の結果に基づいた新たな取組みについての発表がありました。

(2) GAP 推進の問題点とその是正

4 農協とそれぞれの農協の 2 生産者の GAP 外部監査結果の概要は、①生産者の農場管理は比較的良く、農協の生産者管理は悪い、②農協に GAP 記録の仕組みはあるが、GAP 実施の仕組みがない、③良く指導している農協の生産者は管理が良い、④農協の農産物取扱い管理は悪い、などでした。これらを受けた栃木県の新たな GAP 推進事業対策は、①役職員の意識改革(マインド)、②GAP 管理規則の作成(管理システム)、③生産履歴の GAP 対応(管理システム)、④集出荷場のリスク評価(スキル)、および普及指導員の GAP 指導者養成(スキル)の 5 つです。

JA 栃木中央会の主催による「JA 役員・営農部課長の GAP 研修会」が開催され、欧州で国民に期待される農業政策として始まった「問題農業の見直し=適正農業規範」の理解と、その実践のために農協が行うべき GAP 管理システムの実際について研修しました。参加者は、農協自らが GAP の実践者であることを確認しました。農協中央会は平行して各農協の生産・販売担当者を対象に、選果場や集出荷場のリスク評価の現地研修会を実施しています。

(3) GAP 管理システムの構築

栃木県農政部生産振興課では、農協が行うべき「GAP 管理システム」の枠組を作りました。初めに「農協版 GAP 規約」の雛形を作成し、続いて生産履歴の GAP 対応版を作成し、報告のための履歴記録フォームではなく、生産者がリスク管理に使うための履歴記録フォームに改めました。これらの県 GAP 推進事業の活動は、JA グループのトップから現場の担当者まで組織的な取組みとして始めたため、JA グループの管理職の意識が高まり、担当職員が GAP の推進に前向きになったということです。具体的には県農政部生産振興課に、管理システムや集出荷場の改善などについての相談が来ているということです。

(4) GAP 指導者の養成

新たな県 GAP 推進事業の活動を本格的に推進するためには、現場で GAP の P (Practice=実践) を指導する人材が必要です。昨年度から普及指導員を GAP 指導者養成講座に参加させてきましたが、今年度は、さらに多くの普及指導員を参加させました。単なる知識の吸収ではなく、農場の現場で体験的に学ぶことができるこの講座に参加すると、マインドの醸成と同時にスキルも向上します。その結果、県 GAP 推進事業の担当者会議の雰囲気が一変しました。会議メンバーのうち 2 割程度しか GAP 指導者養成講座の受講者がいなかった昨年度は、最終的に GAP 推進に後ろ向きの意見になることが多かったのですが、今年度は受講者数が会議メンバーの半数を占めるようになり、GAP 推進について前向きの意見が大勢を占めるようになりました。

農業改良の指導現場では、普及指導員自身がリスク検討会の講師になって生産者をリード

し、リスク検討や問題解決などの GAP 指導を行っています。この段階の次の課題は、多様な農業現場での応用力です。指導者が、身近な成功事例を積み重ねることや、その過程で GAP 普及センターなどの直接の支援が必要であることを痛感しているとのことです。

2. 安全で安心できる福井県農産物を目指して 福井県農林水産部 久保長政 —農協を中心にした GAP 推進—

(1) 基礎 GAP の推進

福井県では、2003 年度より「農林水産物トレーサビリティシステム」の導入として、生産現場における肥料・農薬の適正使用と栽培日誌の記帳を推進し、農協に出荷する農家の生産履歴記帳を促進しました。2006 年からは、この生産履歴記帳フォームの中に、農林水産省の基礎 GAP に基づいたチェック項目を設け、2008 年度末には県内 15 農協の延べ 153 品目で基礎 GAP が導入され、記帳率は生産者数全体の 96%となっています。

このように全ての農産物に GAP を導入することを目的に、農協を主体として、基礎 GAP の導入を図ってきましたが、基礎 GAP を推進してきた農林水産省には現在、最大公約数的な標準 GAP を検討する動きがあり、今後示される標準 GAP を本県の実情にあったものとして地域の農業振興に役立てるため、GAP のレベル向上と、それをきめ細かく具体的にアドバイスできる指導者の養成が不可欠と考えました。



(2) GAP 指導者養成講座の開催

GAP のレベルを向上させるためには、農業生産の現場で生産者にリスク評価やリスク管理を指導できる人材が必要です。その役割として最も相応しい「普及指導員」と「営農指導員」に対する研修会を企画しました。調査の結果、GAP の正しい教育と農協単位での GAP 導入に最も実績のある GAP 普及センターの教育コース「GAP 指導者養成講座」を、2008 年 11 月に実施しました。GAP 普及センターの田上隆一氏の指導は、受講者に GAP を良く理解させ、今まで行ってきた GAP 導入の問題点が明らかになり、受講者一人一人が GAP 指導への意欲が出てくるなど大好評でした。



農業が消費者の信頼に応え、安心して本県農産物を選択してもらうための『ふくい農畜産物安全・安心促進事業は、①GAP 指導者の育成、②残留農薬の自主検査の支援、③インターネットによる農産物生産情報の公開が重点実施事項です。従って 2009 年度は、GAP 指導者の育成を GAP 推進の第一の柱とすることとし、県下に呼びかけて、6 月に普及指導員と営農指導員を対象に「GAP 指導者養成講座」を開講し、30 名が受講しました。

(3) GAP アドバイザーの派遣

GAP 指導者養成講座の受講者は、現場での実践をさらに重ねてスキルアップすることが

必要です。農協などの GAP の実践現場で、現実に効果的な GAP 導入を行うとともに、指導者のさらなる実習として「現地実践研修」を企画しました。

現地実践研修には3地区を指定し、各地区で原則として5回の研修会を行います。6月の初回の研修会には3地区で約200名の生産者が参加し、指導者とともに、GAPについての考え方の共有に努めました。GAP 普及センターから派遣された講師による講義の後に、モデル農場で講師が行うリスク評価（農場の問題分析）の作業に参加しながら、生産者は自分自身の農場を想定しながら内容を検討している様子でした。

2回目の研修は、7月に3地区で普及指導員と営農指導員を中心に「各農場の問題点の抽出作業」を行いました。9月に予定している3回目の研修は、抽出された問題点の改善策としての「農場管理マニュアルの作成」です。それから1ヵ月後の4回目の研修では、生産者に対して組織で決めた各種規則のトレーニング（GAP 演習）を行う予定です。最後に、指導者による GAP の内部監査の演習を行い、生産現場と記録書類による確認・検証を行います。この教育カリキュラムは、2006年に茨城県で開始され、2007年からは群馬県でも開催された「GAP アドバイザー派遣事業」で、GAP 普及センターが確立した教育・実践プログラムです。

（4）GAP 導入戦術

農林水産省の「都道府県における GAP の導入状況」調査報告によれば、福井県は「産地強化計画等を策定した産地」（GAP を取り入れた生産履歴記帳率 96%）として、全国のトップクラスですが、GAP 実施の内容は、今年度緒についたばかりです。しかし、GAP の意味を把握したことにより、明確な GAP 普及の戦略を立てることができました。当面の目標は、①GAP は産地で取り組む、取組みの主体は農協。②認証の取得にこだわらず、先ず具体的にアドバイスできる指導者を育成する。③GAP は、生産者が「当然取り組むべきこと」として指導する、の3つです。

3. GAP 普及の課題と指導者養成のあり方 大分県農林水産研究センター 吉松英明

（1）判っていない者が知らない人に説明している GAP

大分県では、2009年2月と2009年6月の2回、GAP 普及センターの「GAP 指導者養成講座」を開催しました。主催者側として2度の講座に参加した吉松氏は、5年前から GAP の推進に関わってきましたが、この講座が切掛けで、これまで疑問に思っていた GAP の諸問題の解決の糸口をつかみ、GAP 普及のあり方を考察し、今回の発表になりました。

大分県の GAP 普及の目標は、2010年度までに JGAP 認証などの「標準の GAP」取得を100戸、部会の共通認識としての GAP 普及の取組みを1,000戸、GAP 周知のための GAP の基礎研修を6,000戸となっています。

GAP を周知させるための「基礎の GAP」の説明を普及指導員が行ってきましたが、問題は、その説明者が GAP を良く理解していないことでした。言ってみれば「GAP を判っていない者が、GAP を知らない人に説明している」という異様な現象なのです。

（2）GAP 規範と GAP 規準が不明確

流通・小売側から「要求」される GAP は、食品安全に偏ったものになりがちですが、行

政などの GAP 指導の「支援」では、環境問題も重要です。しかし、実践するのは生産者や生産部会ですから、流通・小売側からの要求としての GAP だけでは GAP の意味を誤解することになってしまいます。GAP 以前にも、環境問題や食品安全に関する様々な制度や取組みがあるために、生産者は、新たに提示された GAP の内容を理解する前から拒否反応を示すか、または混乱してしまいます。

求められる適正農業管理 (GAP) は、同一であって欲しいものです。指導者にとっても、生産者にとっても、GAP が漠然としたイメージで、具体的に把握できないのは、用いられる GAP 規範とそれによる GAP 規準が不明確だからです。GAP を要求する流通側は様々ですから、要求の水準に合っているかどうかを判断する GAP 規準は様々あっても良いのですが、農業生産者が目指すべき方向は同一でなければなりません。つまり、農業のあるべき姿の「GAP 規範」は、その時代に求められる農業のあるべき姿として、公的な規定が必要だと思われま

(3) 課題解決のための規範と規準

GAP の指導者は、自信を持って現場の指導に当たれなければなりません。GAP 管理の前提条件として、農場管理の問題点を指摘した際に、生産者から「どこが悪いの？」と聞かれたら、管理の状態や業務の手順などについて具体的に指摘しなければなりません。それに対して生産者が「なぜ悪いの？」と尋ねたら、悪い理由を明確に示すことが必要です。例えば「〇〇法でこのように規定されている」とか、「計算すればこのようになる」などと「科学的な根拠」などを示すことが必要です。この法規制や科学的根拠などが「GAP 規範」です。GAP 規範は、農業管理のあらゆる局面について収集しておくことが必要です。

生産者の質問はさらに続くでしょう。「それじゃ、私はどうしたらいいの？」と。この要求に応えるのが、「GAP の指導」すなわち「Bad Agricultural Practice を Good Agricultural Practice に変えていくこと」です。そのためには、GAP 規範で規制されている事柄などに関して、どのような状況の場合に、どの点を、どの程度まで、是正または実施すれば良いかについて、記述した「GAP 規準」が必要になります。

(4) 指導者養成のあり方

GAP 普及のためには、指導者の養成が必須です。しかも、大勢の現場指導者 (マンパワー) が必要です。現在の日本の GAP 指導は「判っていない者が知らない人に説明」している状態です。これでは当然、生産者は理解できないし、間違った方向に進んでしまい、継続もできません。まずは GAP 指導者の理解度を上げることが必要です。理解したら、次にトレーニングです。生産者に的確に伝えるためには、実地の研修を積んでレベルアップすることです。その上でさらに現場の経験を積み、自分の理解不足とトレーニング不足を把握することが大切です。徐々に指導者としての自信が出てきます。そして、その上に適切な助言者が必要です。適正農業管理 (GAP) は、国民に期待される農業の実践です。専門家による本格的な取組みが必要です。

4. JA 東予園芸ゼスプリゴールド部会の認証への取組み

東予園芸農協 首藤文宏

(1) ニュージーランドで GAP は当たり前

2001年に33名の契約農家が、日本で初めてニュージーランドのゼスプリ社と生産契約を締結して栽培を開始し、2008年には150名の生産者で約30haを栽培し、約600tのゴールドキウイを出荷しました。ニュージーランドの生産者はGAPはやって当然ですから、ゼスプリ社からはGAPを要請されていました。そのためJA東予園芸では、2008年から3年計画でJGAP認証取得に向けて動き出しました。

(2) JGAP 認証のプロジェクト開始

はじめに、全体説明会とアンケート形式による模擬的な記帳を行って生産者への周知を図り、2009年度にはGAP普及センターの全面的サポートでGAP導入のプロジェクトを開始しました。150名の生産者の指導を担当する7名の技術員全員をGAP指導者として養成することになりました。

2009年4月にGAP普及センターの田上隆一氏を講師に、JAの役員と技術員を対象に「GAP基礎研修会」を開催し、技術員は内部審査員養成研修会にも参加しました。翌5月には同じく田上隆多氏を講師に、「農場の指導」並びに「内部監査員の現地講習会」、「選果場のリスクアセスメント」、「団体管理マニュアル」と「団体管理チェックリストの作成」を行いました。

(3) GAP 指導者養成がカギ

技術員は、講師がモデル農場で行う指導の内容を観察して学び、その後に自ら内部監査を体験するという実地研修で、具体的に「どこにどのようなリスクが存在」し、それを「どのように改善指導すれば良いのか」を実際の農場で身に付けていきました。

JA内の選果場と冷蔵庫もリスクアセスメントを行いました。荷受口から選果ライン、梱包・出荷口、資材置き場、トイレ、休憩所など隅々まで講師によるアセスメント（事前評価）を受けましたが、埃や残渣等の汚れが目立ち、清掃の不徹底を再確認しました。長い間の現場の習慣を変えることに多少の戸惑いでしたが、講師と技術員全員で改善方法を協議して、管理システムをマニュアル化しました。

(4) 管理マニュアルの作成

JAが行うべきGAP管理の全般に亘って、講師のアドバイスの下でJGAP規準と照合しながらマニュアルを整理しました。生産者の農場管理を支援する業務は、技術員7名が役割分担して支部ごとに実地指導した上で、定期的に内部検討会を開催し、進捗管理をゼスプリ社とGAP普及センターとの三者間で情報を共有し、相談をしながら進めています。

各種の資料作成は、現場での研修会と平行しながらの作業です。必要な資料を作成していくと結構な量になり、書類を分類し項目ごとに整理し文書管理もしっかりしなければなりません。生産者用は「栽培、農薬・肥料等の保管、園地、作業、その他資料」と大きく5つに分類して作成を進めていきました。

生産者用の資料を作成する上で一番の課題は、高齢の生産者にいかに判りやすくすることです。「見易くすること、記入を少なくすること」、そして何よりも、「生産者の適正農業管理にとって必要で、役に立つ書類にすること」が大切です。また、資料を生産者に保管して頂くために「資料綴り」と「農薬・肥料管理台帳」を作成し、全てを1冊のファイルに綴じて配布しました。

(5) GAP トレーニング

栽培に関する資料は、防除指針、栽培指針、作業記録簿、生産履歴、施肥記帳等、今まで「生産履歴記帳運動」として実施してきたものですが、適正管理のためには追加すべき項目が多く、殆どの帳票を作成し直しました。これら全ての資料が出来上がって、GAP トレーニング（生産者の勉強会）を開始しました。JGAP 規準の認証取得を進めていく上で、150名の生産者を一堂に集めてのトレーニングは無理なので、支部単位で勉強会を開き、支部担当の技術員が分担して指導を行っています。各支部では部会の役員にも協力を求め、JGAP 認証を取得するための意識統一や意欲の向上に努めています。

(6) 団体管理に必要な内部監査

JA 内の監査担当者を決め、内部監査員の資格を取得しました。内部監査は、監査員1名に対して監査員補2名でチームを作り、部会の内部監査を実施します。2009年度は、監査員を3名委託し、JA内の技術員6名を監査員補とし3班体制で内部監査を行っています。2010年度は監査員のスキルアップと効率化に向けて、JA内で監査員を養成して2班体制で内部監査を行う予定です。

JGAP 規準の管理項目の内容を網羅し、複写式の内部監査用チェックシートを作成しました。内部監査は指導的監査です。複写されたチェックシートで、JAと生産者とが情報を共有し、お互いに確認し合いながら、不適合事項の是正作業ができるので、効率的な指導体制となりました。

(7) 今後の課題

JA 事務局の課題は、150名の農場のGAP管理にかかる時間と経費です。全ての生産者に「GAPは農業者としての当然の行為」として認識され、効率的な指導体制になるよう努力することが必要です。

生産者の現状は、若い世代は意欲的ですが、高齢になるほど意識が低い。問題は、資料が多いことと、記帳が大変なことです。GAPで言われる整理整頓ですが、「女性が管理している農場はきれい」で、改善は比較的に楽でした。全てにおいて、生産者の負担が減る方法の模索と、GAPへの部会員全体の意識統一が必要です。

JAとして部会員150名のJGAP認証取得に取り組んでみて、個人農場の認証取得は簡単ですが、生産者団体としての取得の場合は、事務局がGAPをよく理解し、導入の効率化を図り、効果的な指導を行って、生産者にいかに理解していただけるか、がカギになると思います。1日でも早い取得に向けて頑張っていきたいと思います。



講座：GOOD アグリとBAD アグリの判り易い50の事例

GAP 普及センター代表 田上隆多

GAP 普及センターが導入指導にあたって見てきた写真やイラストを使い、30項目の具

体的な BAD（バッド：不適切）な状態、GOOD（グッド：適切）な状態についての事例紹介がありました。事例は、以下の 7 つに分類して紹介されました。

1. 農薬（1～12）、2. 肥料（13～14）、3. 労働安全（15～17）、4. 土壌と水（18～19）、5. 収穫・荷作業（20～23）、6. 記録、表示、トレーサビリティ（24～26）、7. ごみ処理と環境保全（27～30）です。

「GOOD アグリと BAD アグリの分かり易い 50 の事例」は、福井県発行の GAP に関する「農家必携書」や、ゼスプリ社の「生産者用 GAP ガイド」として、また、本シンポジウムの資料集「GAP 導入とそのあり方」P127～P142 に掲載されています。

自分の農場が「× ～～～」BAD（バッド：不適切）になっていないかどうか、参考にしてください。

●各論・事例等の質疑、意見と提案

たくさんの質問が出され、最後まで熱心な質疑応答が続きました。

皆さん、有難うございました。

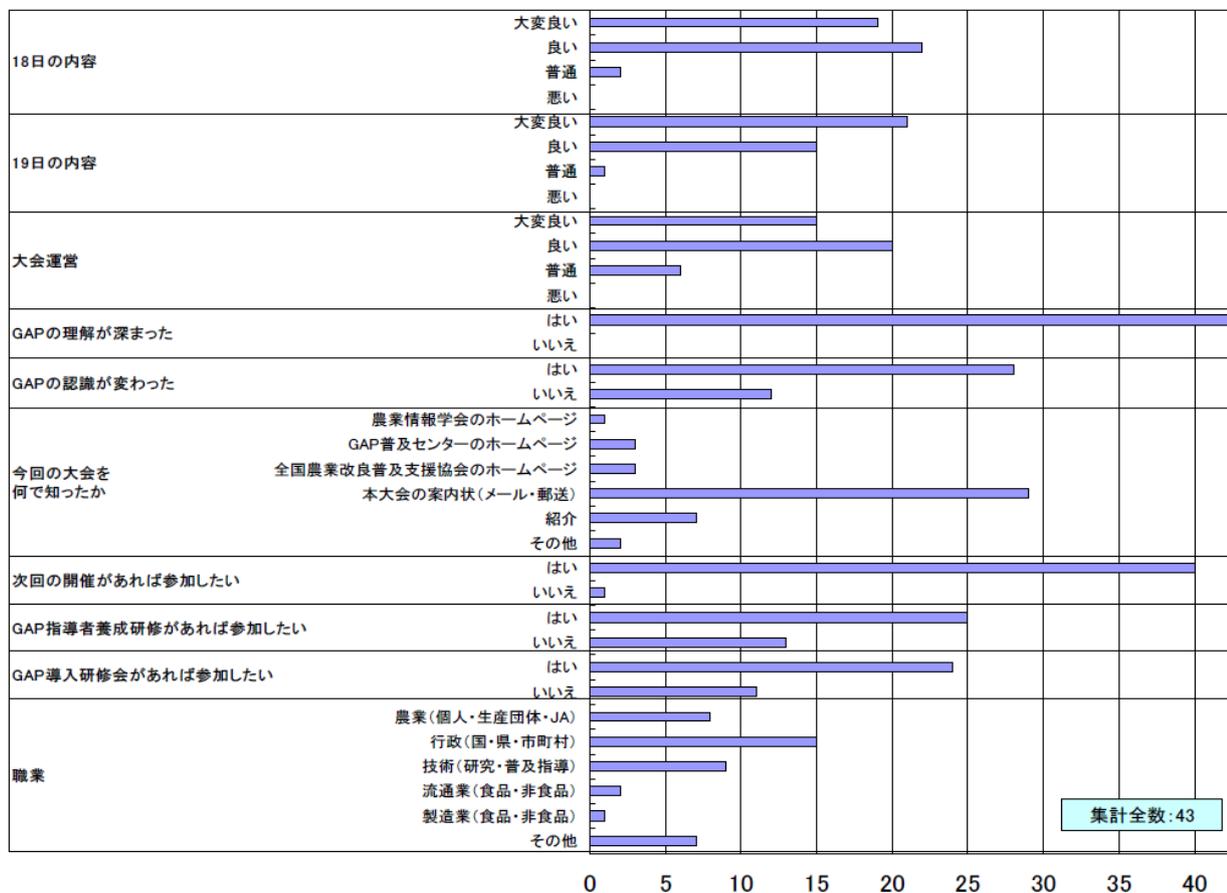
（事務局）

「GAP シンポジウム」（8 月）のアンケート集計結果

第 21 回 農業情報学会 食・農・環境のネットワーク全国大会

今回のGAPシンポジウムの参加者数は、広報が少し遅くなったこともあり、ちょうど100名でした。アンケートの回収も43枚にとどまりましたが、皆さんの反応は概ね理解できるものと思っています。

内容については、普通が1名で、その他は「非常に良い」「良い」で、特に2日目のGAP普及の各論については、「非常に良い」が多く、皆さんの聞きたい内容にお答えでき



たのかと思います、講師の先生方と共に喜びたいと思います。また、全員の方が「GAPの理解が深まった」とおっしゃり、「次回も参加したい」という多くのご意見をいただき、主催者側としても大変嬉しく思います。今後とも、GAPシンポジウムを宜しくご支援ください。

大会事務局の反省：参加者に夏暑い道を歩っていただいた。駅からの輸送を考えたい。

2日目の開始時間をもう少し早くし、3時終了を目指したい。終了後、「みずほの村市場」に行った方も多かった。シンポの直前に、社長の長谷川さんが、カンブリア宮殿に出演したほどのユニークな直売所なので、希望者が多ければ、ここへの便宜も考えたい。

(大会事務局)